

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2012年10月号 (Vol. 123)

パート収入に係るさまざまな「壁」

【所得税】

パートで働く主婦（もちろん主夫でも）のパート収入が年間いくらまでなら税金がかからないか、というのは多くの方が知っていると思いますが、年間103万円までであれば主婦本人に所得税はかかりません。これは、パート収入に認められている領収書のいらない概算経費が65万円あるのと（すべてのサラリーマンに認められています）、すべての人に認められている基礎控除とよばれるものが38万円あるからです。したがって、所得税がかかるのは103万円を超えた部分からです。

パート収入から差し引くことができる金額

給与所得控除 65万円	基礎控除 38万円
-------------	-----------

また、主婦のパート収入が103万円以下であれば配偶者控除といって、夫（もちろん妻でも）の所得税が「38万円×夫の所得税率」分だけ安くなります。ただし、103万円を超えても141万円未満であれば、この算式の38万円が段階的に安くなってしまうものの、依然として配偶者控除（正確には配偶者特別控除）が認められます。

【住民税】

上記の「103万円の壁」はよく知られていますが、実は103万円だと、主婦本人に住民税はかかってしまいます。住民税がかかる「壁」は所得税よりも低く、100万円以下でないと主婦本人に住民税がかかってしまいます。なお、これは所得に応じてかかる「所得割」とよばれるものですが、これとは別に「均等割」とよばれる部分があって、こちらは住んでいる市区町村によって以下のように扱いが異なります（均等割は平成35年度まで一律5,000円です）。

93万円以下・・・すべての市区町村で非課税

93万円超100万円以下・・・93万円超か96万5千円超かで課税の扱いが市区町村で異なる

100万円超・・・すべての市区町村で課税

【社会保険】

社会保険では、妻の年収が130万円以上になると、夫の社会保険の扶養家族からはずれてしまうことになっています。配偶者の扶養家族からはずれるということは、配偶者とは別に本人が社会保険、あるいは国民健康保険や国民年金に加入しなければならなくなるため、保険料の負担が増えるということです。

パート収入でどれくらい稼ぐか調整可能である場合は、上記のさまざまな「壁」を検討して、家計にとって最も有利な水準を考えましょう。

～事務所からのお知らせ～

誠に勝手ながら、来る10月5日（金曜日）は、年に一度の職員研修旅行のためお休みをいただきます。今年の夏の猛暑は長かっただけに、秋風の心地よさが格別に気持ち良く感じられますね。

季節の変わり目ですので体調管理にご留意くださいませ。 yasu

